

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問4（個）第1号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和4年2月28日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、令和3年12月1日付け申入れの対応を含む「はじめての防衛白書」についての記録・資料（以下「本件関連文書」という。）に記載されている審査請求人の保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年3月24日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年4月22日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件関連文書の全部を開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

「自己情報不存在通知書」にみる「1 作成又は取得していない」とする「理由」の内容・内実において、請求人の要求・請求等に対し、教育委員会としての憲法尊重擁護義務および教育行政職員としての使命的役割を果たしていないとみる。ゆえに「処分」の取消しとともに“不作為”であるとして審査請求をする。

(2) 反論書における主張

ア 「令和4年」(2022年)6月7日付けでの「弁明書」にあつては、知る権利・アクセス権・取得権の侵害であり、①不正・不当・不法かつ無効であるとする、②不可解・不条理・不法理であるとする、③憲法をはじめ地方自治法ならびに行政機関個人情報保護法・条例に違反であるとする、などの“裁決”を求める。

イ 行政保有個人情報を「作成又は取得していない」とする“処分”にあつても、非常に問題も多く、歴史性・科学性・法理性のない不可解・不条理・不法理な“処分”であり、結局、無効かつ不当・不正・不法とみる。よって「はじめての防衛白書」に係る問題性および違憲性・違反性・違法性などの存否に係り、教育行政における社会的立場をふまえての使命的役割を果たすべき【審査請求】であるとして、請求人が理解と納得できる肯定力の伴わない、内実のある根拠でもって説明責任を果たすべきであり、真っ当で論理的・科学的かつ法理的な“裁決”を求めるのである。

ウ 行政機関個人情報保護に関連する法・条例においては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的としている。行政保有個人情報の請求においては、行政機関の職員が職務上作成し、取得した個人情報であつて、当該教育行政機関の職員が組織的に利用するものとしていて、ゆえに当該教育行政機関が保有しているものをいうのである。ただ、県教育行政機関・職員において、「作成又は保有をしていない」として、個人情報保護条例を当てていることから、無効

であり不当・不正・不法などとする“裁決”を求める。

エ この法・条例に基づく行政機関における個人情報の取り扱いについては、個人の権利利益が不当に害されることのないように、規定が設けられている。それらは、①個人情報を保有する際に利用目的を特定すること、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと、③利用目的を合理的な範囲を超えて保有してはならないこと、④個人情報を取得する際には利用目的を明示すること、⑤個人情報の正確性を確保すること、⑥個人情報の漏洩・滅失・改ざん等を防ぐために必要な措置をとること、⑦個人情報の取り扱いに従事する公務員は守秘義務を負うこと、⑧保有個人情報の目的外利用を制限すること、⑨行政機関が個人情報を第三者に提供する際には個人情報の適切な管理のための必要な処置をとること、などである。

オ この事案に当てる教育行政機関・職員において、個人情報の保護・便益をとる姿勢・態勢・体制を執ることを条件・前提としつつ、個人情報保護条例と関連して行政機関保有個人情報保護関連の法・条例との整合性・妥当性・法理該当性を推し測ってしかるべきではないか、要は教育行政機関・職員において、個人情報の保護をすることを名目・隠れ蓑にして「作成又は保有していない」ことの理由をもって、個人の権利・情報を知る権利・アクセス権・取得権などを侵害してはいないか、とする“裁決”を求める。

(3) 口頭による意見陳述における主張

防衛省・自衛隊が三度の発行・改編・販売をすることもむけの「はじめての防衛白書」問題に係り、請求人は情報公開請求・個人情報開示請求としたが、教育委員会によって「文書不存在通知」で、その理由に「作成又は取得していない」とする“処分”があった。この件を通して鑑みれば、教育委員会の立場は、子どもたちの教育環境の整備にむけて、どのように練り上げ、どのように資するか、どのように情報提供による透明性を図るか、とする運営にかかっているとみる。

ア 憲法で規定する主権在民を保障され、基本的人権の侵害もなく、平和的環境づくりに資するか否か、子どもの権利条約にみる主権者教育に通

- 底する権利保障にあるか否かを問う。
- イ 地方自治法からみて地方自治の権限行使をしているか否か、地方教育行政としての主体性・自律性・自決性があるか否かも問う。
- ウ 行政保有個人情報保護法に基づく正当で法的根拠のある手続をふみ瑕疵がないか否か、さらに取得した情報から作成・取得・管理した資料等を透明性・公開性をもって情報提供をしているか否かも問うものである。
- エ 教育基本法に則り、人間的成長・人格的形成を願って、こどもたちへの最善の教育環境を整備しているか否か、教育条件を図っているか否か、などを厳しく問うのである。
- 以上、法治主義の原則をふまえ民主主義社会の形成に資するか否かの審査をお願いしたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件関連文書は、令和3年12月1日付け申入れの対応を含む「はじめての防衛白書」についての記録・資料である。
- 2 実施機関はこの行政文書を確認したが、当該行政文書に審査請求人の保有個人情報存在しないため、不存在を理由とする自己情報不開示の決定とした。

第5 審査会の判断

1 本件関連文書について

本件関連文書は、令和3年12月1日付け申入れの対応を含む「はじめての防衛白書」についての記録・資料である。実施機関は、本件請求内容が多岐にわたり、当該請求に係る行政文書を特定できないため、令和4年3月15日に審査請求人に聴取を行い、本件請求内容を確認し、本件関連文書を、令和3年12月1日申入れの概要についての起案文書かがみ、令和3年12月1日の申入れの概要を記録した文書及び令和3年12月1日の申入れの際に受

け取った文書からなる「令和3年12月1日の申入れの対応を含むはじめての防衛白書に関する記録・資料」と特定した。

審査請求人は、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述において、「自己情報不存在通知書」にみる「1 作成又は取得していない」とする「理由」の内容・内実において、請求人の要求・請求等に対し、教育委員会としての憲法尊重擁護義務および教育行政職員としての使命的役割を果たしていないとみるなどとして、本件関連文書の内容について不服を主張するものの、文書の特定については主張していない。

そのため、本件関連文書の特定は妥当と認められるため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件関連文書について、審査請求人の保有個人情報には存在しないとして本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件関連文書の全ての開示を求めている。

当審査会において本件関連文書を見分したところ、当該文書に審査請求人の保有個人情報は含まれていないことを確認した。また、本件関連文書に審査請求人の保有個人情報は存在しないとの実施機関の説明は、申入れに同席した者全員の氏名を確認できるとは限らないと考えられることから、著しく不合理であるとはいえず、実施機関が不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年7月22日	・ 諮問を受けた。
令和5年4月27日 (令和5年度第1回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年5月8日	・ 審査請求人の意見書を収受した。
令和5年6月1日 (令和5年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年6月28日 (令和5年度第3回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年7月26日 (令和5年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年8月30日 (令和5年度第5回第1部会)	・ 審査請求人の口頭による意見陳述を行った。 ・ 諮問の審議を行った。
令和5年9月27日 (令和5年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年10月30日 (令和5年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年11月27日 (令和5年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授